

広島県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年八月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号	大竹市栗谷町大栗林字高祖谷四四六番一五地先から 大竹市栗谷町大栗林字高祖谷四四六番一地先まで	平成二十四年七月三〇日